

令和7年度実施分特定教育・保育施設確認監査等自主点検表

(給付関係:小規模保育事業A型)

ふりがな 施設の名称			
施設の類型			
ふりがな 施設長の氏名			
主たる事務所の所在地	(〒 -) (電話番号) (FAX番号) (E-Mail)		
開設年月日		認可 定員	
自主点検表作成年月日		利用 定員	
資料作成者 (氏名・役職)			
確認監査当日の立会い (氏名・役職)			

※2ページ以降の各項目について、令和6年度の加算認定見込み又は認定結果で評価してください。その「自己評価」の結果(いる・いない)を□にチェックしてください。(加算を受けていない項目は「非該当」にチェックしてください)

※自己評価が「いない」の場合はその事由等を記載してください。

※令和7年度開設の施設は、令和7年度の加算認定見込み又は認定結果で評価してください。

(注) 自主点検表の文中の標記については、次のとおりとします。

留意事項通知 → 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について
(令和6年3月29日付けこ成保192・5文科初第2588号)

処遇改善等加算通知 → 施設型給付費等に係る処遇改善等加算について
(令和6年4月12日付けこ成保227・6文科初第153号)

主眼項目	着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する 場合の事由 及び改善方法、その他	
		いる	いない			
I 地域区分等						
1. 地域区分(①)	利用する施設が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分が適用されているか。	☐	☐	☒		
2. 定員区分(②)	利用する施設の利用定員の総和に応じた区分が適用されているか。	☐	☐	☒		
3. 認定区分(③)	利用子どもの認定区分に応じた区分が適用されているか。	☐	☐	☒		
4. 年齢区分(④)	利用子どもの満年齢に応じた区分が適用されているか。 年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価(⑥)、処遇改善等加算Ⅰ(⑦)、保育士比率向上加算(⑧)、障害児保育加算(⑨)及び夜間保育加算(⑩)の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用されているか。	☐	☐	☒		
5. 保育必要量区分(⑤)	利用子どもの保育必要量に応じた区分が適用されているか。	☐	☐	☒		
II 基本部分						
1. 基本分単価(⑥)	(1)地域区分(①)、定員区分(②)、認定区分(③)、年齢区分(④)、保育必要量区分(⑤)(以下「地域区分等」)に応じて定められた額とされているか。 (2)基本分単価に含まれる職員構成は 次の(ア)、(イ)のとおりであり、これらが充足されているか。 (ア)保育士 基本分単価における必要保育士数は以下の i と ii を合計した数であること。 また、これとは別に非常勤の保育士が配置されていること。 i 年齢別配置基準(注) 1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人、左記に加えて1人 上記はすべて保育士であること。 (注)ここでいう「1、2歳児」、「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。 <算式> [1.2歳児数×1/6(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))+[乳児数×1/3(同)]]+1=配置基準上保育士数(小数点以下四捨五入) ii その他 a 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所については非常勤保育士1人 b 上記 i の保育従事者1人当たり、研修代替保育従事者として年間3日分の費用を算定(注) (注)当該費用については、保育従事者が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。 (イ)その他 i 管理者 1人 (注)管理者は児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費からの給与支出がある者とする。 <児童福祉事業等に従事した者の例示> 児童福祉施設の職員、幼稚園・小学校等における教諭、市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設の職員等 <同等以上の能力を有すると認められる者の例示> 公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等 ii 非常勤調理員等 (注)調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。 iii 非常勤事務職員 (注)管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。 iv 嘱託医・嘱託歯科医 (3)連携施設経費 基本分単価には、家庭的保育事業等設備運営基準第6条第1項に定める連携施設(同条第2項及び第4項第2号により市町村が連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、それぞれ同条第3項及び第5項に定める連携協力を行う者を含む。本項及びⅣの1において同じ。)に係る経費を算定しているか。そのため、連携施設を設定していない事業所については、Ⅳの1による調整。	☐	☐	☐	☐	

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
☐	☐	※鹿児島市は「その他地域」区分であり、各施設はこの地域区分の単価を適用している。		留意事項通知別紙6 I 1	
☐	☐	※利用定員区分の適用については、毎月の施設型給付費請求時に確認している。		留意事項通知別紙6 I 2	
☐	☐	※1号、2号、3号の適用については、毎月の施設型給付費請求時に確認している。		留意事項通知別紙6 I 3	
☐	☐	※年齢ごとの単価の適用については、毎月の施設型給付費請求時に確認している。		留意事項通知別紙6 I 4	
☐	☐	※保育必要量ごとの単価の適用については、毎月の施設型給付費請求時に確認している。		留意事項通知別紙6 I 5	
☐	☐	施設型給付費の単価内訳表で確認(「地域区分」は省略)		留意事項通知別紙6 II 1	
☐	☐	令和6年度分の職員配置図で保育士定数を充足しているか確認 (資格の確認:必要に応じて資格証の確認)	職員配置図		
☐	☐	令和6年度分の職員配置図で確認 嘱託医・嘱託歯科医は契約書を確認	嘱託医等の契約書		
☐	☐	連携施設の有無を確認	協定書		

主眼項目	着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する場合の事由及び改善方法、その他
		いる	いない		
Ⅲ 基本加算部分					
1. 処遇改善等加算Ⅰ (⑦)	(1)この加算については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(令和6年4月12日付けこ成保227、6文科初第153号)に定めるとおり、加算しているか。	☐	☐		
	(2)この加算額の算定は、地域区分等に応じた単価に、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」に定めるところにより認定した加算率×100を乗じて得た額とされているか。	☐	☐		

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
☐	☐	・令和6年度賃金改善分の給与等支給の確認(実績報告に基づき給与明細書や台帳等で支給の確認) 加算額 円 支給額 円 ・令和6年度賃金改善分の加算実績額と改善額に差額が生じた施設においては、その差額分の賃金改善分の給与等支給の確認(実績報告に基づき給与明細書や台帳等で支給の確認) 年 月支給(予定) 支払方法 給与 ・ 一時金 ・ 手当 差額 円 支給額 円	○加算申請及び挙証書類 ○実績報告 ○給与明細書、賃金台帳等	留意事項通知別紙6 Ⅲ 1	
☐	☐	<人事院勧告準拠分> ・令和6年度人事院勧告準拠分の給与への反映の確認(実績報告に基づき給与明細書や台帳等で支給の確認) 年 月支給(予定) 支払方法 給与 ・ 一時金 ・ 手当 増額分 円 支給額 円 ・令和6年度人事院勧告準拠分の増額分と支給額に差額が生じた施設においては、その差額分の給与への反映の確認(実績報告に基づき給与明細書や台帳等で支給の確認) 年 月支給 支払方法 給与 ・ 一時金 ・ 手当 差額 円 支給額 円			
☐	☐			留意事項通知別紙6 Ⅲ 1	

主眼項目	着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する場合の事由及び改善方法、その他										
		いる	いない												
2. 保育士比率向上加算(⑧) ＜小規模保育事業B型＞	年齢別配置基準について、保育士資格を有する者の占める割合が3/4以上となっているか。	☒	☒	☒											
3. 障害児保育加算(⑨)	(1)障害児(軽度障害児を含む。)(注)を受け入れる事業所において、当該障害児に係る保育士の配置基準を障害児2人につき1人とする場合に加算されているか。 その際の計算に当たっては、Ⅱの1.(2)(ア) i の年齢別配置基準について、以下の算式に置き替えて算定すること。 (注)市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認して差し支えない。 ＜算式＞ {1.2歳児数(障害児を除く)×1/6(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))}+[乳児数(同)×1/3(同)]+[障害児数×1/2(同)]+1=配置基準上保育士・保育従事者数(小数点以下四捨五入) ※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。	☐	☐	☐											
	(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、加算額は、対象となる子どもの地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。	☐	☐	☐											
4. 休日保育加算(⑩)	(1)この加算の認定がされている場合、日曜日、国民の祝日及び休日(以下「休日等」という。)において、以下の要件を満たして、保育を実施しているか。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>要件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td><td>休日等を含めて年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施すること。</td></tr> <tr> <td>イ</td><td>家庭的保育事業等設備運営基準 第29条第2項及び第3項並びに附則第6条から第9条の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育従事者を配置すること。</td></tr> <tr> <td>ウ</td><td>対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。</td></tr> <tr> <td>エ</td><td>対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。</td></tr> </tbody> </table> ※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。	種類	要件	ア	休日等を含めて年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施すること。	イ	家庭的保育事業等設備運営基準 第29条第2項及び第3項並びに附則第6条から第9条の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育従事者を配置すること。	ウ	対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。	エ	対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。	☐	☐	☐	
種類	要件														
ア	休日等を含めて年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施すること。														
イ	家庭的保育事業等設備運営基準 第29条第2項及び第3項並びに附則第6条から第9条の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育従事者を配置すること。														
ウ	対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。														
エ	対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。														
(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等及び以下により認定した休日等に保育を利用する年間の延べ利用子ども数(以下「休日延べ利用子ども数」という。)に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じた額を加えて算出した額を、当該施設における各月初日の利用子ども数(休日等に保育を利用しない子どもを含む。)で除して得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>休日の認定要件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td><td>市町村は、毎年度、休日保育加算の対象となる事業所(以下、「休日保育対象事業所」という。)から、当該休日保育対象事業所における休日延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。 なお、複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合は、実施する各施設・事業所の休日延べ利用子ども数の見込み数を徴収して認定を行うこと。</td></tr> <tr> <td>イ</td><td>休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象事業所を利用する、休日保育対象事業所以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。 なお、当該休日保育対象事業所が共同実施事業所である場合は、休日延べ利用子ども数には、上記に加えて、共同する企業主導型保育施設を休日等に利用する、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用する子どもを含むこと。</td></tr> <tr> <td>ウ</td><td>認定された休日延べ利用子ども数は、加算の適用がなくなった場合を除き、年間を通じて適用されること。そのため、認定に当たっては、前年度における実績等を踏まえて適正に審査されたいこと。</td></tr> </tbody> </table> (3)この加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに留意事項通知様式1を参考とした実績報告書を市町村長に提出しているか。	種類	休日の認定要件	ア	市町村は、毎年度、休日保育加算の対象となる事業所(以下、「休日保育対象事業所」という。)から、当該休日保育対象事業所における休日延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。 なお、複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合は、実施する各施設・事業所の休日延べ利用子ども数の見込み数を徴収して認定を行うこと。	イ	休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象事業所を利用する、休日保育対象事業所以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。 なお、当該休日保育対象事業所が共同実施事業所である場合は、休日延べ利用子ども数には、上記に加えて、共同する企業主導型保育施設を休日等に利用する、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用する子どもを含むこと。	ウ	認定された休日延べ利用子ども数は、加算の適用がなくなった場合を除き、年間を通じて適用されること。そのため、認定に当たっては、前年度における実績等を踏まえて適正に審査されたいこと。	☐	☐	☐				
種類	休日の認定要件														
ア	市町村は、毎年度、休日保育加算の対象となる事業所(以下、「休日保育対象事業所」という。)から、当該休日保育対象事業所における休日延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。 なお、複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合は、実施する各施設・事業所の休日延べ利用子ども数の見込み数を徴収して認定を行うこと。														
イ	休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象事業所を利用する、休日保育対象事業所以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。 なお、当該休日保育対象事業所が共同実施事業所である場合は、休日延べ利用子ども数には、上記に加えて、共同する企業主導型保育施設を休日等に利用する、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用する子どもを含むこと。														
ウ	認定された休日延べ利用子ども数は、加算の適用がなくなった場合を除き、年間を通じて適用されること。そのため、認定に当たっては、前年度における実績等を踏まえて適正に審査されたいこと。														

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
☐	☐	※鹿児島市は非該当		留意事項通知別紙6 Ⅲ2.	
☐	☐	障害児保育における保育士の配置状況の確認	職員配置図	留意事項通知別紙6 Ⅲ3	
☐	☐			留意事項通知別紙6 Ⅲ3	
☐	☐	・休日保育実施における保育士の配置状況の確認 ・給食等の提供の確認	○加算申請 ○休日保育実施の分かる記録(職員の配置状況や給食等の提供など) ○実績報告	留意事項通知別紙6 Ⅲ4	
☐	☐			留意事項通知別紙6 Ⅲ4	
☐	☐			留意事項通知別紙6 Ⅲ4	

主眼項目	着 眼 点	自己評価		非 該 当	着眼点に反する 場合の事由 及び改善方法、その他														
		い る	い ない																
5. 夜間保育加算(⑪)	(1)この加算の認定がされている場合、夜間保育を実施されているか。	☒	☒	☒															
	(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額とされているか。	☒	☒																
6. 減価償却費加算(⑫)	(1)この加算の認定がされている場合、以下の要件全てに該当しているか。	☐	☐	☐															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>要件</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td><td>小規模保育事業の用に供する建物が自己所有であること</td><td>事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること</td></tr> <tr> <td>イ</td><td>建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること</td><td>—</td></tr> <tr> <td>ウ</td><td>建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等(以下「施設整備費等」という。)の国庫補助金の交付を受けていないこと</td><td>施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。 ①老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合 ②当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと ③1事業所当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること</td></tr> <tr> <td>エ</td><td>賃借料加算(⑬)の対象となっていないこと</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> ※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。	種類	要件	備考	ア	小規模保育事業の用に供する建物が自己所有であること	事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること	イ	建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること	—	ウ	建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等(以下「施設整備費等」という。)の国庫補助金の交付を受けていないこと	施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。 ①老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合 ②当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと ③1事業所当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること	エ	賃借料加算(⑬)の対象となっていないこと	—	☐	☐	
種類	要件	備考																	
ア	小規模保育事業の用に供する建物が自己所有であること	事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること																	
イ	建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること	—																	
ウ	建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等(以下「施設整備費等」という。)の国庫補助金の交付を受けていないこと	施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。 ①老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合 ②当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと ③1事業所当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること																	
エ	賃借料加算(⑬)の対象となっていないこと	—																	
(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、地域の区分ごとに定められた額とされているか。	☐	☐																	
7. 賃借料加算(⑬)	(1)この加算の認定がされている場合、以下の要件全てに該当しているか。	☐	☐	☐															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>要件</th><th>要件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td><td>小規模保育事業の用に供する建物が賃貸物件であること</td><td>施設の一部分が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること</td></tr> <tr> <td>イ</td><td>(ア)の賃貸物件に対する賃借料が発生していること</td><td>—</td></tr> <tr> <td>ウ</td><td>賃借料の国庫補助(「認可保育所等設置支援事業の実施について」令和5年4月19日こ成保第15号子ども家庭庁成育局長通知)に定める「都市部における保育所への賃借料等支援事業」による国庫補助を除く。)を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと</td><td>—</td></tr> <tr> <td>エ</td><td>減価償却費加算(⑫)の対象となっていないこと</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> ※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。	種類	要件	要件	ア	小規模保育事業の用に供する建物が賃貸物件であること	施設の一部分が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること	イ	(ア)の賃貸物件に対する賃借料が発生していること	—	ウ	賃借料の国庫補助(「認可保育所等設置支援事業の実施について」令和5年4月19日こ成保第15号子ども家庭庁成育局長通知)に定める「都市部における保育所への賃借料等支援事業」による国庫補助を除く。)を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと	—	エ	減価償却費加算(⑫)の対象となっていないこと	—	☐	☐	
種類	要件	要件																	
ア	小規模保育事業の用に供する建物が賃貸物件であること	施設の一部分が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること																	
イ	(ア)の賃貸物件に対する賃借料が発生していること	—																	
ウ	賃借料の国庫補助(「認可保育所等設置支援事業の実施について」令和5年4月19日こ成保第15号子ども家庭庁成育局長通知)に定める「都市部における保育所への賃借料等支援事業」による国庫補助を除く。)を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと	—																	
エ	減価償却費加算(⑫)の対象となっていないこと	—																	
(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、地域の区分ごとに定められた額とされているか。	☐	☐																	

主眼項目	着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する場合の事由及び改善方法、その他
		いる	いない		
Ⅳ 加減調整部分					
1. 連携施設を設定していない場合 (14)	(1) 連携施設を設定しているか。	☐	☐	☐	
	(2) 調整額は、地域区分等に応じて定められた額とされているか。	☐	☐		
2. 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 (15)	(1) 食事の提供に当たり、事業所において調理する方法又は家庭的保育事業等設備運営基準第16条第2項各号に定める搬入施設から搬入する方法以外の方法を行っているか。	☐	☐	☐	
	(2) 調整額は、地域区分等に応じて定められた額とされているか。	☐	☐		
3. 管理者を配置していない場合 (16)	(1) IIの1(2)の(イ) i の(注)の要件を満たす管理者が配置されているか。	☐	☐	☐	
	(2) 調整額は、地域区分等に応じて定められた額とされているか。	☐	☐		
4. 土曜日に閉所する場合 (17)	(1) 施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの場合に、月を通じて土曜日に閉所する施設の場合、加減調整されているか。 また、開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱うこと。 なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業所は除く。)又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、事業所を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱うこと。 ※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。	☐	☐	☐	
	(2) (1)の加減調整額の算定は、適用される基本分単価(6)、処遇改善等加算Ⅰ(7)、障害児保育加算(9)及び夜間保育加算(11)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)	☐	☐		
Ⅴ 乗除調整部分					
1. 定員を恒常的に超過する場合 (18)	(1) 次の(ア)又は(イ)に該当しているか。 (ア) 直前の連続する5年度間常に利用定員を超過しており(注1)、かつ、各年度の年間平均在所率(注2)が120%以上(令和2年度以降のいずれかの年度の4月1日時点の待機児童数が1人以上である市町村に所在する事業所であって、同一の敷地又は隣接する敷地に所在する幼稚園の設備を活用して小規模保育事業を実施するもの(以下本項において「特定事業所」という。)にあっては133%以上)の状態にある事業所に適用する。 なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。 また、上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。 なお、小規模保育事業は定員19人以下の事業であるが、(イ)に該当する地域に所在する事業所を除き、定員を超過22人まで(特定事業所にあっては25人まで)の受け入れが可能であること。 (注1) 利用定員を超過して受け入れる場合の留意事項 利用定員を超過して受け入れる場合であっても、事業所の設備又は職員数が、利用定員を超過して利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、家庭的保育事業等設備運営基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。 (注2) 年間平均在所率 当該年度内における各月の初日の利用子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。 (イ) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条第1項第4号に定める離島その他の地域に所在する定員19人を超えて子どもを受け入れる事業所に適用する。	☐	☐	☐	
	(2) (ア)(1)の(ア)に該当する事業所 本調整措置が適用される事業所における基本分単価(6)から土曜日に閉所する場合(17)の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。) (イ)(1)の(イ)に該当する事業所 本調整措置が適用される事業所における基本分単価(6)から土曜日に閉所する場合(17)の額については、それぞれの額の総和に地域区分等及び各月初日の利用子ども数に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)	☐	☐		

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
☐	☐	連携施設の有無の確認	協定書	留意事項通知別紙6 IV 1	
☐	☐			留意事項通知別紙6 IV 1	
☐	☐	食事の提供ができる環境が整備されているか確認	認可申請書に係る添付書類	留意事項通知別紙6 IV 2	
☐	☐			留意事項通知別紙6 IV 2	
☐	☐			留意事項通知別紙6 IV 3	
☐	☐			留意事項通知別紙6 IV 3	
☐	☐			留意事項通知別紙6 IV 4	
☐	☐			留意事項通知別紙6 IV 4	
☐	☐	令和6年度の年間平均在所率が120%以上あるか確認 ①120%以上ない場合は非該当 ②120%以上の場合は、連続する5年度分を確認		留意事項通知別紙6 V 1	
☐	☐			留意事項通知別紙6 V 1. (3)	

主眼項目	着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する場合の事由及び改善方法、その他
		いる	いない		
Ⅵ 特定加算部分					
1. 処遇改善等加算Ⅱ ⑱	(1)この加算については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」に定めるとおり、加算しているか。	☐	☐	☐	
	(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、処遇改善等加算Ⅱ－①及びⅡ－②の別に定められる額にそれぞれ対象人数を乗じて得た額の合計を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)。	☐	☐	☐	
2. 処遇改善等加算Ⅲ ⑳	(1)この加算については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」に定めるとおり、加算しているか。	☐	☐	☐	
	(2)加算額は、別に定める額に平均年齢別利用子ども数を乗じて得た額の合計を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)。	☐	☐	☐	

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
☐	☐	・令和6年度処遇改善等加算Ⅱの対象者への支給の確認(実績報告に基づき給与明細書や台帳等で支給の確認) 加算額 円 支給額 円 ・令和6年度加算額と支給額に差額が生じた施設においては、その差額分の支給の確認(給与明細書や台帳等で支給の確認) 年 月支給(予定) 支払方法 給与 ・ 一時金 ・ 手当 差額 円 支給額 円	○加算申請及び挙証書類 ○実績報告及び挙証書類 ○給与明細書、賃金台帳等	留意事項通知別紙6 VI1	
☐	☐			留意事項通知別紙6 VI1	
☐	☐	・令和6年度処遇改善等加算Ⅲの対象者への支給の確認(実績報告に基づき給与明細書や台帳等で支給の確認) 加算額 円 支給額 円 ・令和6年度加算額と支給額に差額が生じた施設においては、その差額分の支給の確認(給与明細書や台帳等で支給の確認) 年 月支給(予定) 支払方法 給与 ・ 一時金 ・ 手当 差額 円 支給額 円	○加算申請及び挙証書類 ○実績報告及び挙証書類 ○給与明細書、賃金台帳等	留意事項通知別紙6 VI2	
☐	☐			留意事項通知別紙6 VI2	

主眼項目	着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する場合の事由及び改善方法、その他																	
		いる	いない																			
3. 冷暖房費加算(㉑)	(1)加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とされているか。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級地</td><td>国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。</td></tr> <tr> <td>二級地</td><td>国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。</td></tr> <tr> <td>三級地</td><td>国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。</td></tr> <tr> <td>四級地</td><td>国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。</td></tr> <tr> <td>その他地域</td><td>上記以外の地域をいう。(鹿児島市はここに該当)</td></tr> </tbody> </table>	区域	内容	一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。	二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。	三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。	四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。	その他地域	上記以外の地域をいう。(鹿児島市はここに該当)	☐	☐	☐						
区域	内容																					
一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。																					
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。																					
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。																					
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。																					
その他地域	上記以外の地域をいう。(鹿児島市はここに該当)																					
4. 除雪費加算(㉒)	(1)この加算の認定がされている場合、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項に規定する地域に施設が所在しているか。	☒	☒	☒																		
	(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。	☒	☒	☐																		
5. 降灰除去費加算(㉓)	(1)この加算の認定がされている場合、活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第23条に規定する降灰防除地域に施設が所在しているか。	☐	☐	☐																		
	(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。	☐	☐	☐																		
6. 施設機能強化推進費加算(㉔)	(1)この加算の認定がされている場合、施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組(注1～3)を行う施設で、以下の事業等を複数実施しているか。	☐	☐	☐																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>取組範囲</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注1</td><td>取組の実施方法の例示</td><td>・地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ・職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。</td></tr> <tr> <td>注2</td><td>取組に必要な経費の額</td><td>・取組に必要な経費の総額が、概ね16万円以上見込まれること。</td></tr> <tr> <td>注3</td><td>支出対象経費</td><td>需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)・役務費(通信運搬費)・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費(防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。)</td></tr> </tbody> </table>	種類	取組範囲	内容	注1	取組の実施方法の例示	・地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ・職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。	注2	取組に必要な経費の額	・取組に必要な経費の総額が、概ね16万円以上見込まれること。	注3	支出対象経費	需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)・役務費(通信運搬費)・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費(防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。)									
種類	取組範囲	内容																				
注1	取組の実施方法の例示	・地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ・職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。																				
注2	取組に必要な経費の額	・取組に必要な経費の総額が、概ね16万円以上見込まれること。																				
注3	支出対象経費	需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)・役務費(通信運搬費)・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費(防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。)																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>要件</th><th>要件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i</td><td>延長保育事業</td><td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。</td></tr> <tr> <td>ii</td><td>一時預かり事業(一般型)</td><td>子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。 ※ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知『『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について』以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。</td></tr> <tr> <td>iii</td><td>病児保育事業</td><td>子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。</td></tr> <tr> <td>iv</td><td>乳児が3人以上利用している施設</td><td>また、①乳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた場合については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。</td></tr> <tr> <td>v</td><td>障害児(軽度障害児を含む。)が1人以上利用している施設</td><td>4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。</td></tr> </tbody> </table>	No.	要件	要件	i	延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。	ii	一時預かり事業(一般型)	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。 ※ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知『『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について』以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。	iii	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。	iv	乳児が3人以上利用している施設	また、①乳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた場合については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。	v	障害児(軽度障害児を含む。)が1人以上利用している施設	4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。				
No.	要件	要件																				
i	延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。																				
ii	一時預かり事業(一般型)	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。 ※ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知『『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について』以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。																				
iii	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。																				
iv	乳児が3人以上利用している施設	また、①乳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた場合については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。																				
v	障害児(軽度障害児を含む。)が1人以上利用している施設	4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。																				
(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。	☐	☐	☐																			
(3)この加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出しているか。	☐	☐	☐																			

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
☐	☐	※鹿児島市は「その他地域」区分であり、各施設はこの地域区分の単価を適用している。		留意事項通知別紙6 VI3	
☐	☐	※鹿児島市は非該当		留意事項通知別紙6 VI4	
☐	☐			留意事項通知別紙6 VI4	
☐	☐	※吉田、松元、郡山、喜入地域は非該当。 この地域以外は全て該当		留意事項通知別紙6 VI5	
☐	☐			留意事項通知別紙6 VI5	
☐	☐	・購入品の使用状況、保管状況の確認 ※防災教育以外のもので、常時使用している場合は要確認 ・複数事業の実施の確認	○加算申請及び挙証書類 ○実績報告及び挙証書類	留意事項通知別紙6 VI6	
☐	☐			留意事項通知別紙6 VI6	
☐	☐			留意事項通知別紙6 VI6	

主眼項目	着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する場合の事由及び改善方法、その他
		いる	いない		
7. 栄養管理加算 (25)	(1)この加算の認定がされている場合、食事の提供にあたり、栄養士を活用(注)して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的(注2)な指導を受けているか。 (注)栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。	☐	☐	☐	
	(2)加算の認定がされている場合、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用を外しているか。	☐	☐		
	(3)この加算の認定がされている場合の加算額は、以下に掲げる栄養士の配置等の形態の別に応じ、それぞれに定める計算式により算出された額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とされているか。 (ア)配置(注1)定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価にⅢの1(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。 (イ)兼務(注2)定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価にⅢの1(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。 (ウ)嘱託(注3)定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。 (注1)本加算に係る栄養士が雇用契約等により配置されている場合をいい、兼務に該当する場合を除く。 (注2)基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士としての業務を兼務している場合をいう。 (注3)配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士としての業務を嘱託等する場合をいう。	☐	☐		
8. 第三者評価受審加算 (26)	(1)この加算の認定がされている場合、「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価(行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。)を受審し、その結果をホームページ等により広く公表しているか。 ※第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。	☐	☐	☐	
	(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。	☐	☐		

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
☐	☐		○加算申請及び挙証書類(栄養士免許証、雇用契約書、契約書等)	留意事項通知別紙6 VI7	
☐	☐			留意事項通知別紙6 VI7	
☐	☐			留意事項通知別紙6 VI7	
☐	☐	・契約書等の確認 ・評価受審など実施状況の確認(公表の確認)	○加算申請12月分及び挙証書類(契約書等、評価項目及び公表の状況の確認できる書類)	留意事項通知別紙6 VI8	
☐	☐			留意事項通知別紙6 VI8	